平成２８年（フ）第５号
山形県米沢市御廟１丁目６番18号、前住所埼玉県久喜市西大輪５丁目17番地10　サンライズマンションＡ―103号
破産者　山口　　誠
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第５４７号
横浜市南区宮元町１丁目23番地　ポートハイム宮元町第１　213号
破産者　三國恵美子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０６号
神奈川県藤沢市鵠沼神明４丁目12番21―202号
破産者　小川　英二
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９号
新潟県長岡市上岩井883番地２
破産者　殖栗　榮一
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
金沢市観音堂町ロ200番地
破産者　太田　義博
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
石川県加賀市大聖寺三ツ町メ１番地７
破産者　堀　　邦年
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３４６号
静岡県裾野市須山576番地の２
破産者　渡邉　康二
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
静岡県富士市永田北町10番21号
破産者　古郡　明美
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第８１号
愛媛県松山市余戸中３丁目10番35号　レジデンス余戸303号
破産者　河野　秀子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９０号
愛媛県松山市山越４丁目２番６号　ウエストレジデンス大和306号
破産者　武田　　浩
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３号
福岡県大牟田市大字吉野2027番地１
破産者　岩原　一郎
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第７号
福岡県京都郡苅田町大字与原1737番地４
破産者　大村　哲司
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目16番５号（サンロイヤル鴨池403号）
破産者　鬼塚　　俊
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５２号
秋田市御野場新町４丁目８番25号、前住所秋田市仁井田本町６丁目１番７号　有限会社蕗友社
破産者　下田　銀逸
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２５号
秋田市仁井田新田３丁目２番３号　レジデンスエイコー107号
破産者　掛札マネジメントラボラトリーこと掛札　彰久
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４０号
埼玉県坂戸市大字石井2334番地８　市営住宅３―308号室、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字片柳2301番地７
破産者　清水　　勉
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４１号
埼玉県坂戸市大字石井2334番地８　市営住宅３―308号室、開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字片柳2301番地７
破産者　清水　良枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２０７４号
札幌市東区北47条東14丁目３番38号　ノース47Ｂ号
破産者　佐々木　渉
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部